産科医療特別給付事業の実施に伴う産科医療補償制度加入規約改定のご案内

産科医療補償制度の産科医療補償制度加入規約(以下、加入規約)を 2025 年 1 月に改定しますので、ご案内申し上げます。

1. 加入規約改定の経緯

2024年10月に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療部会および医療保険部会において、2025年1月より産科医療特別給付事業を実施することが了承され、同年12月に、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第百六十二号)」および「健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業(厚生労働省告示三百六十六号)」により特別給付事業を行うにともなう法令上の整備が行われました。同事業では、実施要綱第十一条第一項において、個人情報等の取扱いについて、「運営組織及び加入分娩機関は、この要綱の運用に当たり、給付申請者及びその親族の個人情報(過去に産科医療補償制度で取得した情報等を含む。)を給付対象の認定、特別給付金の支給等を行うために自ら利用する」とされており、これを踏まえ、加入規約に規定されている第三十一条について改定することとしました。

加入規約の改定日 2025年1月1日

3. 加入規約の改定内容

産科医療特別給付事業の実施要綱第十一条第一項において、給付申請者およびその親族の個人情報については、過去に産科医療補償制度で取得した情報等を用いるとされていることから、第三十一条第五項に産科医療特別給付事業のために個人情報の提供を行うことを新たに追加しました。

現行

(登録情報等に関する取扱い)

- 第三十一条 機構は、加入分娩機関の妊産婦登録情報等について補償対象の認定、補償金の支払、脳性麻痺が生じた原因の分析、将来の同種の脳性麻痺の再発防止等、本制度の目的を達成するために自ら利用するほか、次の各号に掲げる目的のためにそれぞれ次の各号に定める者に対して情報の提供を行うことがある。
 - 補償金の支払いを目的として、機構の業務委託先もしくは提携機関に対して情報を提供すること
 - 二 補償金に係る財産的基礎を確保するため に必要な保険契約の締結、維持・管理等 を目的として、損害保険会社およびその 業務委託先に対して個人情報を提供する こと
 - 三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の 質の向上を目的として、児の脳性麻痺の 障害等級の程度を証明する診断書を作成 した医療機関に対して情報を提供すること

改定後

(登録情報等に関する取扱い)

- 第三十一条 機構は、加入分娩機関の妊産婦登録情報等について補償対象の認定、補償金の支払、脳性麻痺が生じた原因の分析、将来の同種の脳性麻痺の再発防止等、本制度の目的を達成するために自ら利用するほか、次の各号に掲げる目的のためにそれぞれ次の各号に定める者に対して情報の提供を行うことがある。
 - 補償金の支払いを目的として、機構の業務委託先もしくは提携機関に対して情報を提供すること
 - 二 補償金に係る財産的基礎を確保するため に必要な保険契約の締結、維持・管理等 を目的として、損害保険会社およびその 業務委託先に対して個人情報を提供する こと
 - 三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の 質の向上を目的として、児の脳性麻痺の 障害等級の程度を証明する診断書を作成 した医療機関に対して情報を提供するこ

- 四 制度としての高い透明性を確保することならびに将来の同種の脳性麻痺の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、情報を提供すること(ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く)
- 四 制度としての高い透明性を確保することならびに将来の同種の脳性麻痺の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、情報を提供すること(ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く)
- 五 「健康保険法施行規則及び船員保険法施 行規則の一部を改正する省令(厚生労働 省令第百六十二号)」および「健康保険法 施行規則第八十六条の五第三号及び船員 保険法施行規則第七十七条第三号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める事業(厚 生労働省告示三百六十六号)」に基づく 産科医療特別給付事業のために個人情報 を提供すること

改定後の標準補償約款および加入規約は、本制度ホームページ (http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/) に掲載しています。